

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成24年6月7日(2012.6.7)

【公表番号】特表2011-517997(P2011-517997A)

【公表日】平成23年6月23日(2011.6.23)

【年通号数】公開・登録公報2011-025

【出願番号】特願2011-505083(P2011-505083)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/11 (2006.01)

A 6 1 F 2/82 (2006.01)

A 6 1 F 2/84 (2006.01)

A 6 1 B 17/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/11

A 6 1 M 29/02

A 6 1 M 29/00

A 6 1 B 17/00 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成24年4月6日(2012.4.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

血管枝縫合ステントであって、

第1の端部、第2の端部および中央軸を有するステントボディであって、前記第1の端部は第1の周縁部を有する、ステントボディと、

前記第1の周縁部の周囲に配置された形状記憶フックであって、前記形状記憶フックはそれぞれ、取付ポイントにおいて前記第1の周縁部に取り付けられ、前記形状記憶フックは、応力状態において細長形状にされ、親状態においてループ状にされ、前記形状記憶フックはそれぞれ、前記親状態においてループ面を画定する、形状記憶フックと、を備え、

前記応力状態において、前記形状記憶フックは前記中央軸に対して実質的に平行であり、

前記親状態において、前記第1の周縁部は、前記形状記憶フックそれぞれに対する前記取付ポイントにおいて、前記形状記憶フックそれぞれのための前記ループ面に対して実質的に直交する、

ことを特徴とする血管枝縫合ステント。

【請求項2】

前記ステントボディは、管状格子状に編み込まれた編組糸を含む、

請求項1に記載の血管枝縫合ステント。

【請求項3】

前記形状記憶フックは、第1の端部および第2の端部を有する形状記憶材料管を含み、前記形状記憶材料管は、前記第1の端部上において先鋭化されて先鋭先端部を形成し、前記第2の端部上において前記編組糸上にクリンプされる、

請求項2に記載の血管枝縫合ステント。

【請求項4】

前記ステントボディおよび前記形状記憶フックは、単一ピースのレーザー切断された形状金属管で形成される、

請求項 1 に記載の血管枝縫合ステント。

【請求項 5】

前記ステントボディは、ニッケルチタン合金および形状記憶重合体からなる群から選択された一つの形状記憶材料で構成される、

請求項 1 に記載の血管枝縫合ステント。

【請求項 6】

前記ステントボディは、鋼、ステンレス鋼、コバルトクロム、チタン、重合体、共重合体、およびこれらの組み合わせからなる群から選択された一つの変形可能な材料で構成される、

請求項 1 に記載の血管枝縫合ステント。

【請求項 7】

前記形状記憶フックは、ニッケルチタン合金および形状記憶重合体からなる群から選択された一つの形状記憶材料で構成される、

請求項 1 に記載の血管枝縫合ステント。

【請求項 8】

前記ステントボディは 1 つの材料で構成され、前記形状記憶フックは別の材料で構成される、

請求項 1 に記載の血管枝縫合ステント。

【請求項 9】

前記ステントボディおよび前記形状記憶フックによって支持された縫合ステントグラフト材料をさらに含む、

請求項 1 に記載の血管枝縫合ステント。

【請求項 10】

前記形状記憶フックは、前記縫合ステントグラフト材料を通過する、

請求項 9 に記載の血管枝縫合ステント。

【請求項 11】

前記縫合ステントグラフト材料は、織物グラフト材料、織物重合体材料および絡合型グラフト材料からなる群から選択された一つの材料で構成される、

請求項 9 に記載の血管枝縫合ステント。

【請求項 12】

前記ステントボディ上に配置された X 線不透過性マーカーをさらに含む、

請求項 1 に記載の血管枝縫合ステント。

【請求項 13】

血管枝縫合ステントシステムであって、

縫合ステント送達カテーテルと、

前記縫合ステント送達カテーテルに動作可能に取り付けられた 請求項 1 ないし 12 のいずれか 1 項に記載された血管枝縫合ステントと、

前記応力状態において、前記形状記憶フックは、別個のハイポチューブによって前記中央軸に対して実質的に平行に保持され、

ことを特徴とする血管枝縫合ステントシステム。

【請求項 14】

前記縫合ステント送達カテーテルは引き込み可能なシースを有し、前記血管枝縫合ステントは、前記引き込み可能なシースにより、前記縫合ステント送達カテーテルに動作可能に取り付けられる、

請求項 13 に記載の血管枝縫合ステントシステム。

【請求項 15】

前記引き込み可能なシース上に配置された X 線不透過性マーカーをさらに含む、

請求項 1 4 に記載の血管枝縫合ステントシステム。